牧之原市役所　▶榛原庁舎☎23 0001 ▶相良庁舎☎53 2600　ホームページ　http://www.city.makinohara.shizuoka.jp
総合福祉センターさざんか☎23 0071　榛原文化センター（福祉事務所）☎23 0070　相良総合センターい～ら☎52 5544

景観

第6回「まきのはら景観写真」景観賞が決定

市内の優れた景観を後世に残そう

問い合わせ　都市計画課　大石　☎（53）2633

市内には、全国に誇る牧之原大茶園や美しい海岸線、さらには、世界文化遺産に登録された富士山の眺望など、後世に残すべき優れた景観が豊富にあります。

「まきのはら景観写真」景観賞

多くの皆さんに、市内にある豊かな景観を知ってもらおうと、昨年8月から11月までの間、第6回目となる「まきのはら景観写真」を募集しました。

合計53点の作品が集まり、審査の結果、最高賞である景観賞1点、準景観賞3点が決まりました。

景観賞に選ばれた写真「富士に見守られて」

【景観賞】
「富士に見守られて」
久保田和夫さん（細江区）

【準景観賞】
「茶摘み」
加納悦子さん（牧之原区）
「元旦の朝二人で見つめる日の出」
中村哲雄さん（吉田町神戸）
「スーパームーン」
永田信吾さん（川崎区）

景観写真展

全ての応募作品が展示される景観写真展を行います。素晴らしい景観写真をご覧ください。

▼市役所相良庁舎1階ロビー
平成29年3月17日㊎～22日㊌
午前8時15分～午後5時

▼さざんか1階ふれあいホール
平成29年3月24日㊎～27日㊊
午前8時15分～午後5時

入札

入札参加者の負担軽減や発注者のコスト削減のため

平成28年10月から電子入札を開始しました

問い合わせ　管理情報課　浅井　☎（23）0055

市は、入札参加者の負担軽減（出張費や時間、申請受付窓口の一本化など）や、発注者のコスト削減（紙の使用枚数や会議室の有効活用、入札担当部署の一本化）を目的に、平成28年10月から静岡県共同利用電子入札システム（★1）により、電子入札を開始しました。

電子入札の対象は、市内業者などの電子入札環境を整える準備期間を踏まえ、工事（★2）が500万円以上、建設関連業務委託が300万円以上の案件としました。

平成29年度から、工事は130万円以上、建設関連業務委託は50万円以上が電子入札の対象となります。

昨年10月から1月末までの間で、26件（工事7件、建設関連業務委託19件）の電子入札を実施しました。

入札参加者からは「入札の度に市役所に行く手間が省け、時間を有効活用できるようになり良かった」、「入札公告や結果がすぐにシステムで閲覧できるようになり便利になった」との声が寄せられています。

今後も事務の効率化やコスト削減、競争性を高める公共工事の入札と契約の適正化を推進していきます。

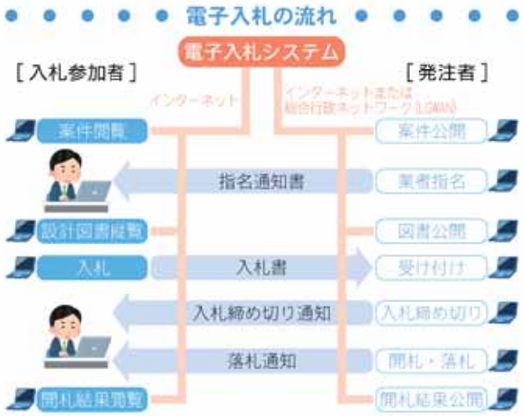

（★1）静岡県では、平成17年度から県が主体となり県と市町の共同利用による「静岡県電子入札共同利用センター」が稼動し、県内30市町（平成28年度現在）が導入しています。

（★2）静岡県共同利用電子入札システムは、工事や建設関連業務委託（工事や建築に関連する業務委託）に対応しています。その他の業務委託や物品購入などの入札は、従来どおりの紙入札となります。

開始

光ファイバー網の整備

市内全域光ブロードバンドサービス開始

問い合わせ　管理情報課　萩原　☎（23）0055

市は本年度、光ファイバー網未整備地区に対し、超高速ブロードバンドサービスを利用できる環境を整えてきました。

整備事業者であるNTT西日本㈱静岡支店により、平成29年3月のサービス提供開始を目指し整備を進めてきましたが、このほど、新たに整備された地区でのサービスが利用開始となりました。

サービスの利用方法

NTT西日本が提供するサービスを利用する場合、NTT西日本または光コラボレーション事業者との契約が必要です。光コラボレーション事業者とは、NTT西日本から光回線を借り受けて光アクセスサービスを提供する事業者で、現在、300社以上あります。

サービス利用申し込みを希望される人は、NTT西日本の受付窓口または光コラボレーション事業者へ直接問い合わせください。

加入の際には注意が必要

サービスの開始に便乗し、強引な勧誘や説明不足のまま契約を迫る業者に注意が必要です。

勧誘されてもすぐに返事をせず、契約内容などを十分に比較や検討をし、必要がなければきっぱりと断りましょう。サービスを利用する、あるいは今まで通りとするのは、皆さんの任意です。家庭の事情に合わせ判断してください。

光ブロードバンドサービス提供エリア

サービス新規提供エリア			
地域名	提供可能局番		
	市内局番	市内局番	加入者電話番号
牧之原市の一部地域	0548	25	0xxx～5xxx
		27	1xxx～3xxx
			8xxx
		28	0xxx
			8xxx
		29	0xxx～1xxx
		54	0xxx～2xxx
		55	0xxx～1xxx
			3xxx～4xxx
		58	0xxx～3xxx

光ブロードバンドサービスのメリット

①通信速度が高速に
②通信が安定している
③Wi-Fi（ワイファイ）機能を追加することにより、まざまな機器をインターネットと接続させ利用できる
＊端末機器の状況や通信環境により、速度低下や通信できない場合もあります。
④光電話やアンテナ不要でテレビ放送を利用できる

相談

相談員が解決方法を一緒に考えます

ひとりで悩まず相談してください

問い合わせ　市民相談センター　杉山　☎（23）0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、一人で悩まずに相談してください。

皆さんが巻き込まれそうなケースを紹介します。

光回線の契約は慎重に！

市内で大手電話会社の名前を出し、光回線への変更を勧誘する業者が増えています。

夜間に訪問し「今なら工事費が無料」「電話料金が安くなる」などのほか、専門用語を用いて長時間にわたり説明をした後に、契約を促します。

▼アドバイス
①現在の契約内容を確認する
②本当に必要なサービスなのか、契約内容を確認する
③現在の契約内容と比べた上で家族で検討する
④早期（契約書受領後8日間または転用前）に解約手続きを行った場合、解約料は発生しない

賃貸住宅契約の注意点

3月、4月は賃貸住宅の退去や契約が増える季節です。退去時と契約時の注意点はありますか？

▼アドバイス
［退去時の注意点］
①退去時は、大家さんや管理会社と立会いを行い、損傷などは写真を撮っておき、その場で署名や捺印はしない
②精算書に納得がいかない場合、内容をしっかりと確認してから署名や捺印を行う
③現状回復は入居時に戻すことではなく、国土交通省のガイドラインに沿って精算をお願いする

［契約時の注意点］
①実際の住宅は想像と異なることが多いので、必ず実際に見てから決める
②契約前に仮押さえなどの申込金は安易に支払わず、契約が不成立になった場合返金がされるか確認してから支払う
③重要事項説明書は、しっかりと読むことが大切
④入居時に最初からある室内の損傷は写真で記録して、すぐに申し出る
⑤入居後、不具合が見つかったり損傷したりした場合は、早急に大家さんか管理会社に伝える